

職業婦人調査

靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	山形	石川	富山	鳥取	島根
看護婦會ヲ設ケントスルトキハ管理者ヨリ左記事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ支會ヲ設ケントスルトキモ亦同ジ	看護婦ハ看護婦會又ハ看護婦組合ヲ設クルコトヲ得	看護婦組合ヲ設ケタルトキハ役員ノ住所氏名ヲ記シ規約書ヲ添ヘ届出ツベシ其ノ届出ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ、派出看護婦會ヲ設ケントスル者ハ會則ヲ添ヘ出願シ許可ヲ受クベシ	看護婦ハ警察署所轄區域ヨリ組合ヲ設クルコトヲ得此場合ニ於テハ規約ヲ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クベシ看護婦會其他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ看護婦ノ請負又ハ周旋ノ業ヲ營マムトスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ	看護婦(連看護婦會含ム)ハ本則ノ規定ニ依リ郡市區看護婦會ヲ設立スベシ但市區ハ隣接郡區ト合同シテ其ノ區域ト爲スコトヲ得前項ノ區域ニ居住スル看護婦ハ其ノ看護婦會ノ會員タルベシ看護婦ノ免許ヲ受ケタルモノニアラザレバ第一項ノ會員タルコトヲ得前條ノ看護婦會ハ本則ノ規定ニ依リ縣看護婦會ヲ設立スベシ	看護婦組合ハ看護婦會其ノ他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ組織セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ	看護婦組合又ハ看護婦會ヲ設ケムトスルトキハ其規約書若クハ會則ヲ添ヘ知事ニ届出デ認可ヲ受クベシ	公衆ノ需メニ應ジ看護婦ノ派出ヲ業務トスル目的ヲ以テ看護婦組合又ハ看護婦會等ヲ經營セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ支部支會若ハ出張所ヲ設クルトキ亦同ジ	看護婦會其ノ他何等ノ名稱ヲ以テスルヲ問ハズ看護婦ノ仲介周旋ヲ爲ス目的ヲ以テ組合ヲ組織スル者ハ規約ヲ定メ知事ニ届出認可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ	看護婦會其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ公衆ノ需メニ應ジ傷病者又ハ褥瘡看護ノ周旋ヲ爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ	看護婦組合ヲ設ケントスルトキハ規約ヲ添ヘ届出ベシ	看護婦ハ看護婦會ヲ組織スルコトヲ得看護婦會ヲ組織シタルトキハ會長又ハ之ニ代ルベキ者ヨリ左ノ事項ヲ具シ十日内ニ知事ニ届出ツベシ

岡山	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本
看護婦會(看護婦組合又ハ同協會ノ類ヲ含ム以下之ニ做フ)ヲ設立セムトスルトキハ其ノ首長ヨリ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ	看護婦會ヲ設立セムトスル者ハ本籍、住所、身分、氏名、生年月日及看護婦會ノ名稱並業務所在地ヲ記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クベシ第一號ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ、二、履歷書三、寄寓者ヲ置クトキハ建物ノ間取圖及其ノ概要、看護婦ハ警察署ノ管轄區域ニ依リ組合ヲ設クルコトヲ得看護婦會ハ郡市區又ハ縣ヲ區域トスル組合ヲ設クルコトヲ得	看護婦會(名義)ノ如何ニ拘ラズ公衆ノ需メニ應ジ看護婦ヲ派遣シテ傷病者褥瘡ノ看護ニ從事セシムルコトヲ業トスル團體ヲ開フ)ヲ設立セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ	看護婦ハ郡市區又ハ郡市ヲ合シテ看護婦會ヲ組織スルコトヲ得看護婦會ヲ組織セントスルトキハ其ノ發起人ヨリ左ノ各號ヲ具シ届出デ認可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキモ亦同ジ看護婦會ニ醫師ヲ加フルモ妨ゲズ(徳島縣派遣看護婦協會々則アリ)	看護婦會ヲ組織シタルトキハ會長ハ十日以内ニ左ノ各號ヲ具シ知事ニ届出ツベシ	看護婦ハ警察署ノ管轄區域又ハ土地ノ狀況ニ依リ數警察署ノ管轄區域ニ通ジテ組合ヲ設クルコトヲ得知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ看護婦組合ノ設立若クハ解散ヲ命ジ又ハ其ノ住所地ノ看護婦組合ニ加入ヲ命ズルコトヲ得ベシ看護婦會ヲ設立セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ、經營者ハ郡市又ハ警察署管轄分署ノ管轄區域ニヨリ看護婦會組合ヲ組織スルコトヲ得看護婦組合ハ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ	看護婦會ヲ組織シタルトキハ會長ハ左ノ各號ヲ具シ十日以内ニ知事ニ届出ツベシ	看護婦會又ハ看護婦組合ヲ組織シタルトキハ主幹者ヨリ會則ヲ添ヘ十日内ニ當廳ヘ届出ツベシ會則ノ變更シタルトキ亦同ジ	看護婦會中込所ヲ設ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クベシ	看護婦會ヲ經營セムトスル者ハ履歷書ヲ添ヘ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ、經營者ハ郡市又ハ警察署管轄分署ノ管轄區域ニヨリ看護婦會組合ヲ組織スルコトヲ得看護婦組合ハ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ	看護婦組合又ハ看護婦會ヲ設ケントスルトキハ其ノ規約書若ハ規則書ヲ添ヘ當廳ノ認可ヲ受クベシ

只長野縣及德島縣は多少趣を異にしてゐるかのやうに思はれるから左に長野縣の看護婦會設置規則及び德島縣派遣看護婦協會々則を掲げてみる。

長野縣看護婦會設置規則 (大正九年三月六日
長野縣令第二三號)

- 第一條 看護婦 (准看護婦ヲ含ム) ハ本則ノ規定ニ依リ郡市區看護婦會ヲ設立スベシ、但シ市區ハ隣接郡區ト合同シテ其ノ區域ト爲スコトヲ得
- 前項ノ區域ニ住居スル看護婦ハ其ノ看護婦會ノ會員タルベシ、看護婦免許ヲ受ケタルモノニ非レバ第一項ノ會員タルコトヲ得ス
- 第二條 前條ノ看護婦會ハ本則ノ規定ニヨリ縣看護婦會ヲ設立スベシ
- 第三條 本則ニ於テ看護婦會ト稱スルハ第一條ノ規定ニ依リ郡市區看護婦又ハ第二條ノ規定ニ依リ縣看護婦會ヲ謂フ
- 第四條 看護婦會ハ病者負傷者ニ對スル看護ハ需應並關係規則ノ實行及業務ノ向上發展ヲ期スルヲ其ノ目的トス
- 第五條 郡市區看護婦會ノ設立ハ會員トナルベキ者三人以上設立委員トナリ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ベシ、設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ設立總會ニ於テハ郡市區看護婦會ノ會員トナルベキ者半數以上出席スルニ非レバ會議ヲ開クコトヲ得ズ、但シ設立總會ニ出席スルコト能ハザル者ハ豫メ書面ヲ以テ出席者ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ之ヲ設立總會ニ出席シタルモノト見做ス
- 第六條 縣看護婦會ノ設立ハ縣廳所在地ノ郡市區看護婦會ノ會長設立委員ト爲リ會則案ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ經ベシ、設立總會招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ、設立總會ニ於テハ郡市區ノ看護婦會共ノ會員中ヨリ選舉シタル委員半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
- 前條第三項但書ノ規定ハ前項ノ會議ニ之ヲ準用ス第三項ノ委員ノ數ハ會員三十名以内ノ郡市區看護婦會ニアリテハ二人會員六十人以内ハ三人會員六十人ヲ超ユルモノニアリテハ三十人ヲ増ス毎ニ一人ヲ加フ

- 第七條 看護婦會設立委員其ノ設立總會ヲ招集セムトスルキハ總會十日前ニ會則案ヲ添ヘ其ノ日時及場所ヲ知事ニ届出ズベシ
- 第八條 看護婦會設立總會ニ於テ看護婦會設立ノ議決ヲナシタルトキハ設立委員ハ會則案ニ會員又ハ委員名簿ノ寫並會議錄ノ謄本ヲ添ヘ速ニ會則ノ認可ヲ知事ニ申請スベシ、會則ノ變更ハ總會ノ議決ヲ經テ其會議錄ノ謄本ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第九條 看護婦會ノ會則ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ 一、名稱及區域 二、事務所ノ所在地 三、役員ノ種類員數職務權限選任、解任及任期ニ關スル規定 四、縣看護婦會ニアリテハ議員又ハ豫備議員ノ選任解任及任期ニ關スル規定 五、總會其ノ他會議ニ關スル規定 六、經費ノ收支ニ關スル規定 七、會員ノ派遣其ノ他會員ノ應需ニ關スルノ規定 八、看護料額其ノ他報酬ニ關スル規定 九、施行事項其他庶務ニ關スル規定
- 第十條 郡市區看護婦會ノ總會ハ其ノ郡市區看護婦會ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス、縣看護婦會ノ總會ハ郡市區看護婦會ガ其ノ會員中ヨリ選舉シタル縣看護婦會議員ヲ以テ之ヲ組織ス、第二項ノ議員事項アルトキハ郡市區看護婦會豫備議員縣看護婦會々則ノ定ムル所ニヨリ代理スルコトヲ得
- 第二項ノ規定ニヨリ選舉スベキ議員ノ數ハ第七條第四項ノ委員數ノ例ニ依ル但シ縣看護婦會々則ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
- 第十一條 看護婦會ハ總會ヲ開會セムトスルキハ開會五日以前ニ其ノ日時、場所及議案ヲ具シ知事ニ届出ズベシ、臨時ノ總會又ハ議案ニシテ前項ニ依リ難キ場合ハ其ノ決定ト同時ニ之ヲ届出ズベシ
- 第十二條 看護婦會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ 會長一人、副會長一人又ハ二人
- 前項ノ外會則ノ定ムル所ニ依リ必要ナル役員ヲ置クコトヲ得
- 第十三條 郡市區看護婦會ノ役員ハ其ノ會員中ヨリ縣看護婦會ノ役員ハ其ノ議員中ヨリ各其ノ總會ニ於テ之ヲ選舉スベシ
- 第十四條 會長ハ會務ヲ總理シ看護婦會ヲ代表ス、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ任務ヲ代理ス
- 第十五條 郡市區看護婦會ハ其ノ會員中三年以上看護婦ノ業務ヲ營マザリシ者アルトキハ其ノ住所氏名ヲ知事ニ届出ズベシ

- 第十六條 看護婦會ハ看護婦規則第十條ノ規定ニ依リ處分ヲ必要ト認ムルモノアルトキハ其ノ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得
- 第十七條 看護婦會ハ第十四條ノ規定ニ依リ役員ヲ選舉シタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ依リ縣看護婦會議員及豫備議員ヲ選舉シタルトキハ速ニ其ノ住所氏名ヲ知事ニ届出ヅベシ
- 第十八條 看護婦會ハ第九條、第十二條、第十八條ノ規定ニ依リ認可ノ申請若クハ届出ヲ要スルモノヲ除ク外總會ノ狀況及議決シタル事故ノ要領ヲ十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ
- 第十九條 知事ハ看護婦會ノ議決若ハ選舉又ハ施行スル事故ガ法令若クハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ議決若ハ選舉ノ取消又ハ其ノ施行スル事故ノ廢止停止若ハ變更ヲ命ズルコトアルベシ知事ハ看護婦會ノ役員ノ行爲ガ法令又ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ其ノ行爲ヲ取消シ若ハ役員ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ
- 第二十條 警察官署長ハ看護婦會ノ會務ノ施行ヲ監視スベシ
- 第二十一條 郡市區看護婦會ヨリ知事ニ差出スベキ書類ハ其ノ事務所々在地ノ所轄警察官署ヲ經由スベシ

附 則

- 第二十二條 郡市區看護婦會及縣看護婦會ハ大正九年十二月末日迄ニ之ヲ設置スベシ
- 第二十三條 本令施行ノ際現ニ有スル看護婦會ハ大正九年十一月迄仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

德島縣派遣看護婦協會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ德島縣派遣看護婦協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ派遣看護婦ノ品性向上業務ノ改竄統一ヲ圖ルヲ目的トス
- 第三條 本會ハ德島縣一回ヲ以テ區域トス
- 第四條 本會事務所ヲ德島市ニ置ク

第二章 會 則

- 第五條 德島縣内ニテ派遣看護ニ従事スル看護婦及准看護婦ハ本會ノ會員トス
- 第六條 會員ハ會則及決議ヲ遵守シ品性ノ向上ニ努ムベシ
- 第七條 會員ハ左ノ事項ヲ十日以内ニ本會ヘ届出ヅベシ 一、氏名、本籍、住所、生年月日、免許狀ノ種別、登録番號免許ヲ受ケタル年月日、資格獲得ノ種別 二、開業地 三、前二項ノ異動ヲ生ゼル時 四、休業又ハ廢業セル時
- 第八條 會員ハ會務ニ關スル記錄及收文ニ關スル書類ノ閱覽ヲ求メ且ツ之ニ關スル質問ヲナスヲ得
- 第九條 會員ハ看護婦會ヲ設立スルヲ得但シ本會ノ主義決議ニ違背スルコトヲ得ズ
- 第十條 會員ハ業務上受ケタル傷病ニ關シ本會保護ヲ請求スルヲ得本會ハ役員會ノ議決ニヨリ理由アリト認メタルトキハ相當ノ保護ヲ與フルモノトス
- 第十一條 會員ハ業務上ノ權利ヲ侵害セラレ又ハ名譽ヲ毀損セラレタリト認ムル時ハ本會ニ申告スルコトヲ得本會ハ役員會ノ決議ニヨリ理由アリト認メタル時ハ相當ノ保護ヲ與フルモノトス

第三章 役 員

- 第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會 長 一名 副會長 一名 幹 事 若干名
- 第十三條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス、幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ヲ分掌ス會長副會長事故アルトキハ幹事ノ一人其職務ヲ代理ス
- 第十四條 役員ハ定時總會ニ於テ出席者ノ投票ニヨリ會員中ヨリ選舉ス投票ハ一人一票ニ限ル、但シ總會決議ニヨリ別段ノ方法ニヨルコトヲ得、會長ニ限リ總會ノ決議ニヨリ會員外ノモノヲ推薦スルヲ得
- 第十五條 當選シタル役員ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第十六條 役員ハ名譽職トシ其任期ヲ二ケ年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十七條 役員任期滿了後ト雖モ後任者ノ選舉就任マデ其ノ職務ヲ行フ

第四章 顧問

第十八條 本會ニ顧問ヲ置ク顧問ハ總會ノ承認ヲ經テ會長コレヲ推薦ス

第十九條 顧問ハ本會指導ニ任ジ任期ヲ定メズ

第五章 會議

第二十條 會議ハ定時總會臨時總會及役員會ノ三種トス

第二十一條 定時總會ハ毎年一回一月會長コレヲ招集ス

第二十二條 臨時總會ハ會長ノ意見又ハ役員會ノ決議又ハ役員十名以上ノ請求ニヨリ會長コレヲ招集ス、但シ第二項及第三項ノ場合ニアリテハ會長ハコレヲ二十日以内ニ招集スルヲ要ス

第二十三條 役員會ハ會長ノ意見又ハ役員三名以上ノ請求ニヨリ會長之ヲ招集ス、但シ第二項ノ場合ニアリテハ會長ハ之ヲ十日以内ニ招集スルヲ要ス

第二十四條 會長總會又ハ役員會ヲ招集セントスル時ハ開會ノ日時場所及議案ヲ五日以前ニ會員又ハ役員ニ通知スベシ、但シ緊急ノ場合ハ此限リニアラズ

第二十五條 會議ニ於テハ議案外出席者三名以上ニ於テ緊急議決ヲ要スルモノト認メタルモノニ限リコレヲ議題トナスコトヲ得

第二十六條 定時總會ニ於テ左ノ事項ヲ報告シ又ハ附議スルモノトス

一、前年度ニ於ケル庶務會計報告 一、議案

第二十七條 總會ニ於テ議決シタル事故ハ會長ヨリ三十日以内ニ之ヲ會員ニ通知スベシ

第二十八條 役員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、總會ハ提出スベキ議案 二、總會ノ決議ニヨリ役員會ニ委託セラレタル事項 三、會長ヨリ諮問セラレタル事項 四、緊急議決ヲ要スル事項、但シ第四項ニアリテ次ノ總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十九條 總會ハ會員ノ五分ノ一以上出席シタル場合、役員會ハ半數以上出席シタル場合ニ於テ之ヲ開クコトヲ得

第三十條 規定以外ノ事項ハ一般會議法ニヨル

第六章 經費

第三十一條 本會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十二條 本會ノ經費ハ會費及寄附金ニヨル

第七章 制裁

第三十三條 會員ニシテ法令會別又ハ決議ニ違背シ或ハ本會ノ面目ヲ汚スモノアル時ハ會長ハ總會又ハ役員會ノ議決ヲ經テ相當ノ制裁ヲ加フルモノトス

第八章 雜則

第三十四條 本會ニ派遣規則ヲ定ム

德島縣派遣看護婦協會派遣規則

第一章 總則

第一條 派遣ヲ分チテ三種トス

第一種、官公私立病院醫院及ビ一般患者ノ招聘ニヨリ傷病者ノ看護ニ従事ス

第二種、官公私立病院醫院ノ招聘ニヨリ院務ニ従事ス

第三種、戰時又ハ天災地變其他特殊ノ場合ニ於テ傷病者救護ニ従事ス、但シ第二種ノ場合ニアリテハ六ヶ月以上勤務シ又ハ勤務ノ契約アルモノハ之レヲ退會ト見做ス

第二章 特殊派遣

第二條 會員ハ第二種及第三種派遣ニアリテハ病院醫院規則服務規程及ビ上司ノ命令ヲ遵守スベシ

第三條 第二種派遣ニ於ケル報酬ハ月俸トシ隨意契約ヲナスヲ得

第四條 第三種派遣ニアリテハ報酬ノ如何ヲ論ゼズ進ンデ之ニ應ズベキモノトス

第三章 派遣看護

第五條 會員ハ第一種派遣ニアリテハ醫師ノ指揮ニ遵ヒ看護ノ懇切周到ヲ期シ苟モ懈怠ノ意アルベカラズ

第六條 會員ノ派遣看護ノ請求ヲ受ケタル時ハ故ナリ拒絶スルコトヲ得ズ

第七條 第一種派遣ニ於ケル看護婦ノ報酬ハ日給トシ左ノ規定ヲ超ユルヲ得ズ

病 類	等級	日給額
普通病	一 二 三	金壹圓八拾錢 金壹圓六拾錢 金壹圓參拾錢
法定傳染病(左ノ六種ヲ除ク)結核	一 二 三	金貳圓參拾錢 金貳圓八拾錢 金壹圓八拾錢
赤痢、腸チベス、丹毒	一 二 三	金貳圓五拾錢 金貳圓貳拾錢 金貳圓拾錢
發疹チベス、腦脊髄膜炎	一 二 三	金貳圓參拾錢 金貳圓五拾錢 金貳圓拾錢
コレラ、ペスト	一 二 三	金貳圓五拾錢 金四圓五拾錢 金四圓拾錢

但シ一等看護婦トハ一年以上實務ニ従事セルモノ及ビ役員會ニ於テ特ニ優秀ト認メ顧問ノ同意ヲ經タルモノヲ云フ、二等看護婦トハ然ラザルモノヲ云フ、三等看護婦トハ准看護婦トス、但シ准看護婦ト雖役員會ニ於テ特ニ優秀ト認メ顧問ノ同意ヲ經タルモノハハ一、二等看護婦報酬ヲ請求スルヲ得

モノハ一、二等看護婦報酬ヲ請求スルヲ得

第八條 患家ニシテ看護婦報酬ノ負擔ニ苦シムモノハ主治醫師ノ證明アルモノニ限り相當減額スベキモノトス

第九條 看護婦一名ニテ二人以上ノ患者ヲ看護スル時ハ患者一人ニ對シ二割宛ノ日給ヲ増額スルヲ得

第十條 旅費ハ實費ヲ請求スベシ、但シ汽車汽船宿泊料等ハ中等費用トシテ交通不便ノ地ハ相當割増ヲ請求スルヲ得

第十一條 派遣ノ日ヨリ歸着日マデハ雇傭中トシ日給ヲ請求スルコトヲ得遠隔ノ地ニ於テ看護婦到着以前ニ患者死亡セル時ニモ準

用スルヲ得、但シ疾病ノ如何ヲ問ハズ普通病日給トス

第十二條 派遣中法令ニヨリ隔離セラレタル場合ハ隔離中モ雇傭中ト見做シ日給及賄料ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 派遣中寢具賄ハ患家ノ負擔タルベシ

第十四條 派遣中ハ已ムヲ得ザル場合ノ外交替スルヲ得ズ

第十五條 派遣中患家ヨリ交替ヲ希望シタル時ハ前任後任ノ兩者共交替日ノ日給及ビ旅費ヲ請求スルヲ得、看護婦又ハ看護婦會ヨ

リ交替ヲ請求セル時ハ前任者最終日ノ日給及旅費ヲ請求スルヲ得後任者旅費ハ前任者ノ負擔トス

第十六條 日給以外ノ報酬ハコレヲ強請スベカラズ又強請ヲ思ハシタル如キ態度アルベカラズ

第十七條 派遣中安ニ外出スベカラズ止ムヲ得ザル事故生ジタル時ハ醫師又ハ患家ノ承諾ヲ受クベシ

第十八條 連日看護ニ従事スルモノハ八時間ノ休養ヲトルコトヲ得

内 規

第一條 會員ハ會則第六條第二項ノ趣旨ニ從ヒ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、會員ハ看護法ノ研究練習ヲ重キ常ニ風儀ヲ慎ミ看護婦タル面目ヲ發揚スベシ

二、會員ハ一般婦道ニ鑑ミ常ニ善良有爲ナル婦人タルヲ期スベシ

第二條 事務所ハ當分會長宅ニ置ク

第三條 會費ハ當分一年二回トシ毎年二回ニ分チ徴收ス、但シ休業六ヶ月以上ニ亘ルモノハ其間會費ヲ徴收セザルコトアルベシ、徴收シタル會費ハ理由ノ如何ヲ問ハズ之レヲ返附セズ

第四條 會則第十條適用ノ爲メ傷病共済金庫ヲ設ケ會員ノ納附金一般寄附金ヲ以テ之レニ充テ其ノ一部ヲ金庫基金トナス本會剩餘金ハ其一部ヲ金庫ニ編入スルコトヲ得、會員ハ毎月金貳拾錢ヲ金庫ニ納附スベキモノトス、但シ會員ニシテ派遣看護ニ従事セザルモノハ此限リニアラズ收納セシ金員ハ理由ノ如何ヲ問ハズ之レヲ返附セズ

第五條 本會ハ毎年一回以上補習講演會ヲ開ク

第六條 看護婦會ハ附屬看護婦ヨリ其收入金ノ一割半ヲ費用トシテ徴收スルヲ得、但シ多年勤続セルモノハ之レヲ遞減スルモ差支ナシ、但シ派遣規則第一條第二種第三種ノ場合ハ之レヲ徴收スルヲ得ズ

第七條 會費ハ看護婦會所屬看護婦ニヨリテハ看護婦會ヨリ會ノ費用ヲ以テ代納スルヲ得

第八條 本會看護婦ハ本會所定ノ看護婦章ヲ佩用スベシ

然し右二縣ニ雖も實際のミこころ他ミあまり相違を見出さぬかもしれぬが、何れも都市區或は縣を單位とする看護婦組合或は看護婦協會を設けてその規定の下に看護婦會を設立するといふ行き方である。實際は知らず、けれども幾分は看護婦會の妄りなる繁生を防ぎ、その弊を除き得るミこころがあらうかと思はれるものである。

又、看護婦會に於ける看護婦救済及扶助規定

病院の看護婦は病氣の治療は病院で行ふのが普通であるが看護婦會では如何に取扱はれてゐるかといふに、輕易なる場合は會の寄宿舎に臥床し自ら醫藥費食費を拂ひ、重症なれば自ら病院に入るか歸省するか兎に角すべて自費である。只東京、大阪共に看護婦會としての救済規定があつて看護中感染せし場合等の保護救済だけは行はれてゐる。

る。今その規定を示せば左の如くである。但し東京のものは未だ全體的に統一されず掲げるものは牛込區に於けるものであるがやがて之れを以て統一せられんミしてゐるものであるといふ。大阪のものは大阪府看護婦會組合としての規定として統一的なものである。

東京市牛込區看護婦會組合救済規約

第六章 救 済

第三十五條 本組合ニテハ警視廳看護婦會取締規則ニ基キ組合内ニ看護婦救済係ヲ設ケ左記看護婦救済方法ニヨリ執行ス
救済係長ハ組合長兼任シ其他ノ役員ハ救済係員トナル

看護救済方法

第三十六條 本組合員ハ所屬看護婦救済ノ爲メ組合員ニ所屬スル看護婦及見習各一名ニツキ一ヶ月金一圓宛救済資金トシテ積立會計ニ納入ス

第三十七條 組合内救済部積立金ヲ組合長ノ名義ヲ以テ郵便貯金又ハ役員會ニ於テ指定セシ川崎銀行牛込支店ニ預ケ保管シ左ノ帳簿ヲ備ヘ收支ヲ明瞭ニシ取締官憲並ニ組合員ニ限リ閲覧ノ需メニ應ズルモノトス
帳簿保存期ハ二十年トス

收入帳簿支出帳簿會員名簿給與人名簿記録

第三十八條 第三十一條乃至第三十四條ハ救済資金ノ出納ニ之ヲ適用ス

第三十九條 本組合員所屬ノ看護婦及見習ニシテ左記ノ病氣ニ罹リタル者ニ對シテハ左記ノ救済金ヲ給與シ若シ死亡セシ場合ニアリテハ其遺族ニ對シ左記ノ弔慰金ヲ給與スルモノトス
但救済金支給期ハ所轄警察署ヘ届出ト同時ニ發生ス

一、法定傳染病ニシテ職務上感染セシ者

診定當日ヨリ轉歸迄一日金三圓 弔慰金 金二百圓

二、職務感染以外ノ法定傳染病者

診定當日ヨリ轉歸迄一日金一圓五十錢宛 弔慰金 金百圓

三、結核二期以上ノ診斷ヲ受ケ服藥臥床五十日以内一日金二圓 弔慰金 金百圓

四、職務ニヨリ施術ヲ要スル程度以上ノ傷疾ヲ受ケ臥床醫療ヲ要スルモノ三十日以内一日金三圓 弔慰金 金二百圓 不具綴

疾 金二百圓

五、前項以外ノ傷病者ニシテ十五日以上服藥臥床シタルモノハ疾病ノ程度並日數ヲ斟酌シ金二十圓以上五十圓以内 弔慰金 金百圓

金百圓

六、前各項ノ外救済ノ必要アル者、及一度救済ヲ受ケタル者ト雖モ更ニ救済ノ必要アル者ニ對シテハ前各項ニヨリ之ヲ救済ス

七、前各項ノ救済ヲ支給シタル者ト雖モ弔慰金ハ其ノ家族ニ支給ス

第四十條 所屬看護婦及見習死亡シタル場合ニ於テ弔慰金ヲ受領スベキ順位左ノ如シ、但シ看護婦ガ死亡前特別ノ意思ヲ表示シタル時ハ之ニ依ルコトアルベシ

第一、配偶者

第二、直系卑族

第三、直系尊族

第四、戸主

第五、兄弟、姉妹

前項第二號及第五號ニ該當スル者數人アル時其ノ順位ニ付テハ民法第九百七十條ノ規定ヲ準用シ第三號ニ該當スル者數人アル

時其ノ順位ニ付テハ民法第九百八十四條ノ規定ヲ準用ス

前項規約ニヨリ弔慰金ヲ受領スル者ノ無キ時又ハ不明ナル時ハ組合ハ受領者ヲ指定シ救済金ノ全部又ハ一部ヲ給與ス

第四十一條 所屬會員ニシテ同一會ニ勤続シ品行方正職務ニ忠實ナリシ者又ハ特志ノ行爲アリシ者ニハ總會ノ決議ヲ經テ表彰狀並

ニ金品ヲ贈呈スルコトアルベシ(但シ其ノ費用ハ組合費ヨリ支出スルモノトス)

第四十二條 救済事故發生セシ時ハ組合員ハ本組合二名ノ連署ヲ以テ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ組合長宛救済金請求書ヲ提出スベシ

大阪府看護婦會組合看護婦救済及扶助規定

第一章 總則

第一條 本規定ハ組合規約第五十三條及第五十四條ノ規定ニ基キ本組合所屬看護婦會々員ノ救済及扶助ノ目的ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本組合ハ各看護婦會ノ會員ニシテ疾病其他別ニ細則ノ定ムル事項ニ該當スル者アルトキハ本規定ニ因リ之ガ救済又ハ扶助ヲ爲スベキモノトス

第三條 疾病其他ノ事由ニヨリ救済又ハ扶助ヲ受ケムトスル會員アリタルトキハ其所屬看護婦會長ハ其被救済者又ハ被扶助者ノ原籍及現住所氏名年齢並ニ看護婦免狀寫及醫師ノ診斷書ヲ添付シ且救済又ハ扶助ヲ受ケムトスル狀況ヲ詳記シ本組合ニ届出スベシ但急ヲ要スル場合ハ口頭ヲ以テ届出ズルコトヲ得

第四條 組長前條ノ届出ヲ受理シタルトキハ直ニ其事實ヲ調査シ理事會ノ決議ヲ經テ速ニ救済又ハ扶助ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於ケル理事會ハ組長ノ報告ニ基キ實狀ヲ審査シ且細則ノ定ムル所ニ從ヒ之ガ審議決定ヲ爲スベキモノトス

第五條 組長ニ於テ細則ノ定ムル範圍ヲ越エ救済又ハ扶助ノ必要アリト認メタルトキハ理事會ノ協賛ヲ經テ役員會ノ決議ニ依リ適當其金額ヲ増加スルコトヲ得

第六條 疾病ニヨルニ在ラズシテ引續キ休會三十日以上ニ亘リ現ニ休會中ノ會員ニ對シテハ救済又ハ扶助ヲ爲サザルモノトス

第二章 基金

第七條 本組合各看護婦會長ハ自己ノ負擔ヲ以テ救済扶助基金トシテ其所屬會員一人ニ付一ヶ月金十錢也ノ割合ヲ以テ毎月本組合ニ之ヲ納付スベキモノトス

第八條 前條ノ基金ノ納付ヲ二ヶ月以上遲滞シタルトキハ其看護婦會ノ會員ニ對シテハ本規定第三條ノ届出アルモ之ガ救済又ハ扶助ヲ爲ササルモノトス

第九條 本組合員中ノ看護婦會ヲ解散又ハ其他ノ事由ニヨリ本組合ヨリ脱退シタル時ト雖モ既納ノ救済扶助基金ハ何等ノ名稱ヲ以テスルモ之ヲ返戻セズ

第三章 基金ノ管理

第十條 本規定ニヨル救済扶助基金ハ組長之ヲ管理ス

第十一條 管理者ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ常ニ之ヲ整理スベシ

一、基金彙帳 二、基金徵收簿 三、基金出納簿 四、救済扶助者名簿 五、其他關係書類

第十二條 本組合員ハ何時ニテモ前條ノ帳簿又ハ記錄ヲ閱覽スルコトヲ得

第十三條 本規定ニ因ル帳簿及記錄ハ使用後十年間之ヲ保存ス

第十四條 救済扶助基金ハ如何ナル事由アルモ本組合ノ一般會計ニ之ヲ流用スルコトヲ得ズ

第十五條 救済扶助基金ノ出納ニ關スル精算ハ一會計年度毎ニ整理シ組長ハ通常總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第四章 附 則

第十六條 各看護婦會長ハ大正十五年三月末日迄ニ其所屬會員數ヲ組合事務所ニ申出ズベシ

前項ノ會員數ニ異動ヲ生ジタルトキモ亦同ジ

第十七條 本組合ノ役員ハ其所屬會員ニ關係アル會議ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ

但シ會議ノ請求ニヨリ出説明スルハ此限りニアラズ

第十八條 本規定ハ組合員二分ノ一以上出席シタル總會ニ於テ其三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラザレバ之ガ改正變更追加増補ヲ爲スコトヲ得ズ

第十九條 本規定ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府看護婦會組合同看護婦救済及扶助規定細則

第一條 看護婦救済扶助規定第二條ニヨル細則ヲ左ノ通り定ム

第二條 會員死亡シタルトキハ金十圓ノ弔慰料ヲ贈與スルモノトス

第三條 會員ニシテ其職務上不慮ノ災害ニ罹リ若クハ法定傳染病感染シ入院シタル者ニ對シテハ金五十圓以下ノ救済金ヲ贈與スルモノトス

第四條 會員ニシテ其職務上法定以外ノ疾患感染シ入院二十日以上ニ亘リタル者ニ對シテハ金三十圓以下ノ救済金ヲ贈與スルモノトス

第五條 職務上法定傳染病感染シタルモ自宅療養ノ許可ヲ受ケ若クハ法定以外ノ疾患感染ノ爲メ醫療ヲ受ケ且病臥三十日以上ニ亘リタル者ニ對シテハ前條ノ規定ヲ適用ス

第七條 會員ニシテ其職務上癡疾不具ニ陥リタル者ニ對シテハ金壹百圓以下ノ扶助料ヲ贈與スルモノトス

第八條 會員死亡ノ爲メ其遺族糊口ニ窮スル等ノ事情アルトキハ金壹百圓以下ノ扶助料ヲ贈與スルコトヲ得

附 則

本細則ハ組合員二分ノ一以上出席シタル總會ニ於テ其三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラザレバ之ガ改正變更追加増補ヲ爲スコトヲ得ズ

本細則ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四、其他の看護婦

病院看護婦と看護婦會の看護婦以外に近來諸會社、工場に屬する醫務室で働く者及び社會事業に屬すべき諸團體に入つて活動する者、學校看護婦等がある。其他所謂町醫なる開業醫の醫務室に働く者も勿論多い。

イ、會社工場に屬する看護婦

紡績工場、煙草專賣局等大規模の工場には大抵醫務室乃至病院の設備がある故に數人の看護婦があるのが常である。其の待遇等は各工場によつて異つてゐるが云へないが大抵は住み込みで一般病院看護婦と同等位の手當をうけてゐる。

ロ、社會事業に關するもの

健康相談所やセツトルメント内の診療所等があり、巡回看護婦等もある。之れも待遇は一般に變りはないものと思へる。

之等に勤務せんとする人達の辿る就職経路は、募集廣告と友人の紹介とが重なるものである。

ハ、學校看護婦

近時學校衛生事業の著しい進歩に依つて學校看護婦も可成りに著しい發展増加を示した様である。今文部省學校衛生課の調査によれば大正十四年度に於ける我邦の學校看護婦設置件數合計三百二十五件、學校看護婦總數五百四名といふ。更に之れを府縣別にみれば、

道府縣	十三年度	十四年度	道府縣	十三年度	十四年度	道府縣	十三年度	十四年度
省並直轄	五	五	静岡県	一	一	廣島縣	一	二
北海道	一	一	滋賀縣	一	三	山口縣	一	二
東京都	二	三	岐阜縣	一	一	徳島縣	一	三
大阪府	八	七	長野縣	一	一	香川縣	一	一
神奈川縣	五	七	宮城縣	二	一	愛媛縣	一	一
兵庫縣	四	三	福島縣	二	一	高知縣	一	一
長崎縣	三	三	岩手縣	一	一	福岡縣	一	一
新潟縣	九	一	青森縣	一	一	大分縣	一	一
埼玉縣	二	二	山形縣	五	五	佐賀縣	一	一
群馬縣	二	二	秋田縣	五	五	熊本縣	一	一
千葉縣	五	八	福島縣	四	六	鹿兒島縣	一	一
茨城縣	一	一	石川縣	一	一	沖繩縣	一	一
栃木縣	一	二	富山縣	一	一	朝鮮	一	一
奈良縣	六	七	鳥根縣	一	一	滿洲	一	一
三重縣	一	三	岡山縣	一	一	總計	三	五
愛知縣	二	三	山根縣	一	一		四	七

更に此を資格別統計に見れば

一、看護婦産婆の資格あるもの	一一四
二、看護婦の資格あるもの	二九四
三、産婆の資格あるもの	三〇
四、准看護婦を報告せるもの	四九
五、教員	一五
六、薬剤士	一
七、其他	一
計	五〇三

なほ學校看護婦は次第に數を増加せんとの勢を示して居る。次に學校看護婦の待遇は各學校により資格によつて異なるものであるが通勤で一日七、八時間勤務で以て月給四拾圓乃至五拾圓見當であるといふ。

二、開業醫の家にゐるもの

近年醫學士、醫學博士の激増にみる如く開業醫の數も著しく多い。東京市内丈で約四千、大阪市では九百五十名位といふ。

而してこの開業醫には平均一院三人宛位の看護婦がゐる。而も其の大部分が見習看護婦である。勿論開業醫といつても大小様々で、従つて同じく見習として入るにもよしあしがあり、又内科、外科、眼科、婦人科、齒科などの専門によつて多分の相異があることは云ふまでもない。待遇は家による。殊に都會と田舎とは異り、僕婢の待遇が家毎に異なるものがある。醫務室以外の用事は一切させぬといふところもあるべく又比較的限定されぬところもあり、給料も拾圓乃至貳拾圓の間を普通としてゐる。但し大抵は見習で一日中二、三時間の學校に通はされてゐる。

斯くの如くして看護婦試験に合格すれば正看護婦になることが出来るものであれば、このころの選擇よろしきを得れば養成所に入るよりも短日月で而も看護婦會にゐるよりも安心して資格を得ることが出来るであらう。しかしこの道を辿つた者は之れ丈では實際の看護に於て養成所出に劣るさか。

此開業醫の家に看護婦たうとするには募集廣告、職業紹介所及友人知人の紹介等によることが出来るであらうが此場合あまりに出入の多いところは注意すべきものであらう。

五、看護婦になるまでの道程

看護婦にならうとする者の取る道は大體三つある。一つは病院醫院の指定養成所に入るこゝ、二、看護婦會に見習として入るこゝ、三、病院或は醫院開業醫のこゝへ見習として入るこゝ。但し一は卒業と共に正看護婦の資格を得るものであるが二、三は何れも見習として勤務傍々看護婦學校に通ふか或は獨學でも看護婦試験を受けなければ正看護婦になれない。

一、指定看護婦學校

看護婦になるまでの道程

指定看護婦學校とは内務省の指定のある看護婦養成所のことで此處を完全に卒業すれば正看護婦といふ看護婦としては大手を振つて歩けるやうな資格を得る養成所である。之れは全國到處にあり各府縣に普く行き渡つてゐる。而して其殆んど全部が病院或は醫院内に附屬して設けられたもので只二、三學校として獨立したものがある様である。勿論資格を得る爲には實地にかなければならぬ關係上斯く病院或は醫院内にある方が便利な故であつて他に短期間の學術的研究だけを授ける學校や講習所も可成りに澤山ある様である。然し先づ指定養成所について述べることにする。

イ、養成所入學資格

1. 年齢 最低十四歳以上各養成所に依つて異なり、十五歳以上十八歳以上なごあり、二十五歳迄或は三十歳迄なごの規定がある（詳細は附録を参照）

但し大抵の病院等では年齢の若い者を選ぶ様である。それは大勢を一緒に教育養成するためには小學校を出たばかりの方が成績をあげうるご云ふ點に依つてなされるものであるが又實際に於ても年齢の上の方が入學されても年若い人達ご共に二年乃至三年の辛棒の出来る人は至つて少數で大抵は中途に志を屈して退き看護婦會なごにゆくごいふ様になり勝であるご云ふ。

2. 教育程度 東京のセーロカ國際病院の高等看護婦學校以外はすべて高等小學校卒業或は高等女學校二年修了程度以上ご規定されてゐる。

3. 體格 體格は特に注意を拂はれ採用の第一條件ごされてゐるものである。

4. 品性 勿論品行方正なるご。

5. 配偶者なく且家事に係累なきご。

ロ、入學試験

體格検査の外に簡單な口頭試問をなすに止められてゐるごころもあれば、高等小學校卒業に至らぬもののみ學科試験を行ふものあり、志願者が募集人員を超過する時のみ試験を行ふごいふごころもある。然し大抵は簡單な左の試験を見る。

讀 書 漢文交り文

作 文 普通往復文

算 術 四則雜題

之等は凡て高等小學校卒業程度に於て行はれるものである。なほ此の外に理科や習字を加へてゐるごころもあるハ、入學手續

入學期の約一ヶ月前から募集願書受附を始めるものなれば其時に自筆の履歴書及戸籍謄本を添へて規定の入學願書を出し試験に應ずることゝなる。そして試験に合格すれば保證人一人乃至二人を立て、誓約書を入れることゝなる。

今入學願書及び誓約書の一、二例をあけてみれば

職業婦人調査

入學志願書

九四

私儀看護法講習科へ入學志願ニ付御許可被成下度履歴書及戸籍謄本相添此段相願候也

大正 年 月 日

本籍(戸主ナラサレハ戸主トノ續柄)
住所

氏

明治 年 月 日生

前書ノ者品行方正ニシテ配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト拙者共ニ於テ保證候也

本籍
住所

保證人 氏

年 月 日生

本籍
住所

保證人 氏

年 月 日生

東京帝國大學醫學部附屬醫院長宛

誓約書

私儀今般看護法講習科へ入學御許可ヲ得候ニ就テハ御規則堅ク可相守勿論御命令等違背仕間敷此段誓約候也

大正 年 月 日

本籍(戸主ナラサレハ戸主トノ續柄)
住所

氏

年 月 日生

右ノ者今般貴醫院看護法講習科へ入學御許可ヲ得候ニ就テハ本人誓約ノ通り堅ク相守ラセ可申且同人一身上ニ關スル一切ノ事項ハ拙者共ニ於テ引受ケ其責ニ任スヘク此段保證候也

本籍
住所

職業

保證人 氏

年 月 日生

本籍
住所

職業

保證人 氏

年 月 日生

東京帝國大學醫學部附屬醫院長宛

看護婦になるまでの道程

九五

前書何某ハ成年以上ニシテ何誰ノ戸主ニ候也

某市區町村長 氏

名 印

前書何某ハ成年以上ニシテ本市(府)内ニ居住シ直接國稅ヲ納ムル(若クハ家屋ヲ有スル)者ニ候也

東京市(府)何區(町村)長 氏

名 印

(奥書ハ同意味ヲ記載シタル市區町村長ノ證明書ヲ以テ代用スルコトヲ得)

救護看護婦(何々)生徒採用願

某儀

日本赤十字社何生徒志願ニ付御採用被成下度卒業ノ上ハ貴社規定ノ誓約年間何時ニテモ召集ニ應シ救護ノ業務ニ從事可仕依テ別紙履歷書戸籍謄本相添へ此段相願候也

大正何年何月何日

本籍 何府(縣)何郡(市)(區)町(村)番地
住所 何府(縣)何郡(市)(區)町(村)番地 某方

本人 氏

名 印

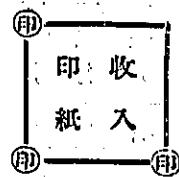
戸主 氏

名 印

年 月 日生

日本赤十字社長(何支部長)爵氏名殿

入學證書



氏 名

右貴社何生徒(何候補生)ニ御採用ニ付テハ御規則可相守ハ勿論貴社救護員養成規則ニ依リ學費ノ返還ヲ命セラレ候節ハ保證人連帶責任ヲ以テ辨償可仕尙修業中本人身上ノ儀ハ何事ニ限ラス保證人ニ於テ引受可申候也

大正何年何月何日

本籍 住所

氏

名 印

本籍 住所

氏

名 印

本籍 住所

氏

名 印

日本赤十字社長(何々支部長)爵氏名殿

一、養成中に要する費用

看護婦養成所には病院或は醫院内に寄宿し病院の看護見習として働き、月謝及食事の外になほ幾分の手當(學用

看護婦になるまでの道程

貸費生として支給さるゝ手當其他

[illegible]

養成所の自費生として要す學費

[illegible]

一、看護婦學校

看護婦になるまでの道程

學校がある。前章に述べた東京府看護會組合聯合會でなしてゐる看護婦學校等は、この類である。一ヶ月參圓位の月謝で一日三四時間の授業をなし三ヶ月の如き短期のもの、六ヶ月一ヶ年等ある。之等養成所別科及看護婦學校は看護婦會々員たる見習生や個人開業醫の家にある見習生等のために便利なものであらう。

以上何れの方法を探るも一利一害あり、貸費生として養成所に入り込めば費用少くして充分の教練をうけ資格信用共に受くるも義務年限があつて割合に長い年月を要し、後者を迎れば力次第で年限は短けれども前者に比して授業に於てはいざ知らず信用に於て不利なるべく要するに一利一害といはなければなるまい。

ロ、看護婦試験

看護婦試験は各府縣に於て行ひ大抵は春秋二回、即ち四月と九月、五月と九月、五月と十月といふ風に定つてゐるところあり、又其都度定められて告示されるところもある。受験志願書は各府縣令の規定によつて提出し大抵は試験期日の一ヶ月前から受付けられる様である。

左に二、三、例をあげて看護婦試験受験の手續及び心得を記す。

(神奈川縣看護婦規則施行細則第十三條)

看護婦試験ヲ受ケムトスル者ハ左記各號ヲ具シ常廳ニ申請スヘシ

一、原籍、住所、族籍、氏名、生年月日

二、戸籍謄本又ハ抄本

三、履 歴 書

四、受験資格ヲ證明スヘキ證書(註一年以上看護ノ學術ヲ修業シタル者タルコト)

五、前三箇月内ニ撮影シタル名刺形(縦一寸五分、横一寸)全身寫眞

之に手数料金壹圓也を添へて提出する。なほ其上健康診斷書を要する縣もある。

兵庫縣看護婦試験受験人心得

第一條 受験人ハ總テ監督員ノ指揮命令ニ從フベシ

第二條 試験當日ハ試験定時三十分前迄ニ出頭スベシ

第三條 受験人ハ必ず筆墨ヲ携帯スベシ答用紙ハ試験場ニ於テ附與ス

第四條 書籍及書類等ヲ携帯シテ試験場ニ入ルコトヲ許サズ

第五條 試験場ニ在リテハ互ニ言語ヲ交スルベカラズ

第六條 試験場ハ勿論試験場外ト雖靜肅ヲ旨トスベシ

第七條 答案ハ片假名文ヲ以テ明瞭ニ記シ一問題毎ニ之ヲ別紙ニ記シ一問題ノ答案ニ枚ニ亘ルトキハ之ヲ綴ルベシ

答案ニハ科目問題番號及受験番號ヲ記シ決シテ氏名ヲ記スベカラズ

第八條 答案完成シタルトキハ手ヲ舉ゲテ其旨ヲ示シ監督員ノ來ルヲ待テ答案用紙ノ殘餘反古ヲ差出シ直ニ試験場ヲ退クベシ

第九條 答案ヲ作成セザルモノト雖用紙ニ科目問題番號及受験番號ヲ記シ差出スベシ

第十條 受験時間盡クレバ直ニ擲筆スベシ

第十一條 受験中ハ監督員ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其席ヲ離ル、コトヲ許サズ

第十二條 不正又ハ不都合ノ所爲アルトキハ退場ヲ命ズルコトアルベシ

看護婦試験の試験問題は各府縣により其都度適宜案出されるものであるがその大體規準は、看護婦規則第四條に

看護婦になるまでの道程

ある如く 一、人體の構造及主要器官の機能 二、看護方法 三、衛生及傳染病大意 四、消毒方法 五、繃帶及治療器械取扱法大意 六、救急處置の六科目に就いて云ふことになつてゐる。今東京府に於ける試験問題の二、三をあけてみる。

東京府に於ける看護婦試験問題

第十九回、大正十四年五月

第一問 1、上肢に於ける各關節の名稱及び其の種類

2、膽汁の消化作用

第二問 呼吸及其測定法に就て

第三問 1、如何なる急性傳染病の病原體は如何なる動物に依りて屢々傳播又は媒介せらるゝや知る所を記せ
2、如何なる牛乳は衛生上危険なりや

第四問 左の物品につきて適當なる消毒方法を記せ

ゴム櫛、簪、金盞、革財布、タオル、書籍、辨當箱

第六問 血管出血の區別及止血法

第二十回、大正十四年十一月

第一問 1、心臟の各部に交通する重なる血管の名稱

2、口腔内の消化作用

第二問 瀉腸の種類及方法

第三問 1、隔離傳染病者の附添看護婦として注意すべき點如何

2、衣服の選擇上注意すべき點如何

第四問 左記患者の分泌物並に排泄物中消毒を要すべきものゝ名稱を記せ

腸チブス、ペスト、コレラ、痘瘡、デフテリア、赤痢、發疹チブス、猩紅熱、流行性脊髓膜炎

第六問 骨折の救急處置

第二十一回、大正十五年五月

第一問 1、胃の構造及各部の名稱

2、血液循環の順序を記せ

第二問 瀕死の徴候及瀕死者の看護に就て

第三問 1、病室掃除の注意事項

2、結核の傳染經路並に結核病を發する部位

第四問 傳染病豫防法所定の消毒藥の名稱及其稀釋法

第六問 創傷に對する注意並に處置

但し第一、二、三問で三時間、第四、六問で二時間、第五問は口述試験す

看護婦になるまでの道程

大阪府に於ける看護婦試験問題

大正十三年第一回(甲組)

第一問 椎骨に就て記せ

第二問 蛋白質の消化及其吸收経路を問ふ

第三問 手離し得ざる患者を處置せる際に他の患者に急變を起したる場合には如何にすべきか

第四問 腦膜炎患者看護上の注意事項を列記せよ

第五問 空氣中の濕度が吾人に及ぼす影響如何

第六問 腸チフスの傳染経路を問ふ

第七問 呼吸並に脈搏と死との關係を述べよ

第八問 コレラ患者に對し尿、糞、血液、吐物、喀痰を消毒せり云ふ誤ありや

(乙組)

第一問 腸管各部の名稱及位置を圖解せよ

第二問 皮膚の生理的作用

第三問 醫療上に用ふる水蛭の外見を記しその使用法を述べよ

第四問 褥瘡の原因及豫防法を記せ

第五問 山間氣候の健康に及ぼす影響如何

第六問 特に小兒を犯す傳染病二つを挙げ其の傳染経路を問ふ

第七問 高所より墜落せる者を目撃したる際の看護婦の採るべき態度を問ふ

第八問 傳染病毒に汚染したる飲料井中の消毒法如何

大正十三年第二回(甲組)

第一問 胸廓を構成する骨の名稱を記し胸腔内臓器の名稱を問ふ

第二問 口腔内消化とは如何

第三問 急性腹膜炎の症候及其看護法

第四問 眞死の徵候及死後の處置

第五問 暖室の方法を問ふ

第六問 昆虫の媒介に因る傳染病を列記し其豫防法を簡單に記せよ

第七問 『ガーゼ』の消毒及無菌的保存方法を問ふ

第八問 腦貧血の症狀及其救急處置を述べよ

(乙組)

第一問 顔面を構成する骨の名稱及其數を挙げよ

第二問 血液の生理的作用

第三問 患者の口内を清潔にすべき理由及其の方法を記せ

看護婦になるまでの道程

- 第四問 急性盲腸炎の症候及其看護法
- 第五問 紙障子ミガラス障子ミの衛生上に於ける優劣如何
- 第六問 呼吸器より進入する法定傳染病の名稱及豫防法を問ふ
- 第七問 咯血患者の救急處置を問ふ
- 第八問 石炭酸消毒に適應する物品五つを挙げ且つ法定消毒用石炭酸水十七「リットル」を製するには幾量の藥品及水を要するや

大正十四年第一回(甲組)

- 第一問 心臓の位置、形狀、構造を記せ
- 第二問 胃の生理的作用を記せ
- 第三問 腸出血を起したる時の症狀及其看護法を問ふ
- 第四問 クロロホルム麻酔に就て注意すべき事項を述べよ
- 第五問 土地の健康上に及ぼす影響如何
- 第六問 猩紅熱の症候及其看護法を記せよ
- 第七問 昇汞ミ石炭酸ミの消毒上の價を比較せよ
- 第八問 過て河中に墜落せるものを目撃せば看護婦は如何にすべきや

(乙組)

- 第一問 膀胱の位置、形狀、構成を記せ
- 第二問 腸の消化作用を記せ
- 第三問 導尿の準備及其方法を問ふ
- 第四問 輕症肺結核患者の看護法を問ふ
- 第五問 都市生活ミ田園生活ミの衛生上に於ける優劣如何
- 第六問 法定傳染病ミは如何且其病名を列記せよ
- 第七問 痘瘡患者を取扱ひたるミきの消毒範圍を問ふ
- 第八問 縊死者を發見せしミき看護婦ミしてゐるべき所置如何

大正十四年第二回(甲組)

- 第一問 關節の種類を詳記せよ
- 第二問 肝臓の機能如何
- 第三問 高度の發熱患者の看護法
- 第四問 異常性の尿及糞便に就て知る處を記せ
- 第五問 空氣の濕度ミは如何且吾人に及ぼす影響を問ふ
- 第六問 飲料水の媒介により發病する傳染病を列記し其豫防法を問ふ
- 第七問 卒倒患者の救急處置

看護婦になるまでの道程

第八問 便器に取りたる腸室扶斯患者の糞尿の消毒方法を記せ

(乙組)

第一問 消化器に屬する臓器の名稱を列記せよ

第二問 皮膚の機能を問ふ

第三問 異常性の呼吸状態及其の原因を略述せよ

第四問 開腹術を施されたる患者の看護法

第五問 食糧品の養素を例を擧げて列記せよ

第六問 治療用免疫血清とは如何なるものが識る處を記せ

第七問 石炭酸、昇汞、フォルマリンの消毒上の應用を問ふ

第八問 小兒瘧疾に對する應急處置を記せ

大正十五年第一回(甲組)

第一問 腹腔内臓器にして消化作用に關與する臓器を列記せよ

第二問 五臓器を列記し各其生理的作用を簡單に説明せよ

第三問 食鹽水の注射方法を問ふ

第四問 デフテリアの看護法

第五問 衛生上夏期の服裝に就て知る處を記せ

第六問 傳染病を媒介する動物に就て記せ

第七問 全身麻酔中に偶發する危険症狀及其救急處置

第八問 肺結核患者に就て必要な消毒法を擧げよ

(乙組)

第一問 筋肉の種類を記し其所在を問ふ

第二問 胃の化學的消化作用を述べよ

第三問 蒸氣吸入器の使用上注意

第四問 皮膚發疹を主徴とする法定傳染病の名稱を擧げ其看護上に注意すべき事項を記せ

第五問 青年期に於ける保健上の注意を問ふ

第六問 保菌者とは如何

第七問 手術時に於ける手の消毒法を詳記せよ

第八問 小兒腦膜炎患者看護中其隣家より出火したる場合は如何にすべきか

大正十五年第二回(甲組)

第一問 胸骨の位置形狀及聯接を記せ

第二問 膽汁の消化作用

第三問 小兒消化器病患者の看護上注意如何

看護婦になるまでの道程

- 第四問 皮下注射の方法を問ふ
- 第五問 氣壓さば如何及氣壓の身體に及ぼす影響を記せ
- 第六問 病原體不明の法定傳染病を列舉し其豫防法を述べよ
- 第七問 石炭酸の性狀及左記に對する消毒時間と其釋度を問ふ
- イ、手 ロ、糞 ハ、衣類

第八問 野犬に咬まれたる時の救急處置並に其注意

(乙組)

- 第一問 胃の位置形狀及各部の名稱を舉げよ
- 第二問 舌は吾人の生活に如何なる關係を有するか
- 第三問 大量の吐血をなしたる患者の看護法と其注意を問ふ
- 第四問 慢性重症患者の看護上特に注意すべき點を舉げよ
- 第五問 最も適當なる室温を記し併せて氣温の身體に及ぼす影響を述べよ
- 第六問 消化器系を侵す法定傳染病を舉げ其病原菌と占居する部位を述べよ
- 第七問 日光の消毒的價值並に直射光線が病原菌に及ぼす作用を問ふ
- 第八問 急性貧血の原因及之に對する救急處置
- 次に養成機關の甲乙に依つて等級の定めらるゝところあり左に其の一例をあけてみれば

(富山縣看護婦規則施行細則中より)

一等看護婦

帝國大學醫學部附屬醫院官立醫科大學附屬醫院又ハ日本赤十字社附屬看護婦講習所ヲ卒業シ免狀ヲ受ケタル後滿一年以上實務ニ服シタル者

地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シ免狀ヲ受ケタル後滿三年以上實務ニ服シタル者若ハ二年以上官公立病院ニ於テ實習シタルモノ地方廳ノ看護婦試験ニ合格シ免狀ヲ得タル五年以上實務ニ服シタル者若ハ三年以上官公立病院ニ於テ實習シタル者

二等看護婦

帝國大學醫學部附屬醫院官立醫科大學附屬醫院又ハ日本赤十字社附屬看護婦講習所ヲ卒業シタル者

地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シ免狀ヲ受ケタル後滿一年以上實務ニ服シタル者地方廳ノ看護婦試験ニ合格シ免狀ヲ受ケタル後滿二年以上實務ニ服シタル者

三等看護婦

一等二等以外ノ看護婦及准看護婦但シ左ノ各項ニ該當スル者ハ各一等ヲ進ムルコトヲ得

官公立學校又ハ講習所ニ於テ一年以上看護婦ノ教養ニ從事シタル者

官公立病院ニ於テ一年以上看護婦長ノ職ニ在リタル者

防疫其他特殊ノ技能ヲ有シ素行善良ニシテ看護婦組合ノ總會ノ議決ヲ經タル者

看護婦になるまでの道程